東京都立荻窪高等学校長 玉井 仁志

がっこうかんせんしょう 学校感染症による出席停止について

学校感染症は学校保健安全法により定められた感染症です。他の生徒への感染を防ぐため一定期間、 出席停止(この期間は欠席になりません)となります。 下記の病気を医師に診断された場合、学校へご連絡 ください。 登校する際は、治癒証明書の提出が必要です。 当面の間は、登校する際、保護者の方が治癒 証明書に必要事項を記入し、生徒本人が担任へ提出してください。

分類	がようなの種類	出席停止の期間
第 1 種 p	全、等当的企業、より等や・当公司的企業、たって、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、きずれる、 急性灰白酸炎、ジヴテリタ、電影響性呼吸器 症候群、対策で激素に候群、 特定員ングブルネンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 注2
	百日咳	特宥の隊が消失するまで、または5百間の適定な 抗菌薬療法による治療が終党するまで 注2
	素しん	解熱後3首を経過するまで 注2
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	すず腺、顎ず膜または舌ず膜の腫脹が緊迫した後 5首を経過し、かつ室質症状が度好になるまで 注2
	嵐しん	廃鯵が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2首を経過するまで 注2
	結核	症状により学校医その他の医師に懲薬のおそれが ないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	選択により学校医その他の医師に懲歎のおそれが ないと認められるまで
	新型コロナウイルス意染症 注1	発症した後5首を経過し、かつ、症状が軽快した後 1首を経過するまで 注2
第3種	ラルラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チブネ、パラチブネ、流行性角結膜炎、鬱性 出血性結膜炎、※ その他の 酸染症(落進菌	症状により学校医その他の医師に懲歎のおそれが ないと認められるまで
	意染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーチ、マイゴプラズマ意染症、感染性胃 腸炎等)	※その他の意築症:案件によっては出席停止の措置 が考えられるもの

- 注1 発症から10日を経過するまでマスクを着用してください。
- 注2 発症当日は0日です。翌日を1日目と数えてください。

ちゅしょうめいしょ 治癒証明書

年 組 番氏名				
bh 花houn				
世席停止期間:令和 <u>年月日</u> ~ <u>月日</u> ※「発症・解熱・消退・軽快した後〇日を経過」とは発症などした当日を0日とし、翌日から1日と数える。				
じゅしん いりょうきかん 受診した医療機関:				
いりょうきかんでんわばんごう 医療機関電話番号				
受診日(診断された日)令和 年 月 日				
解熱・軽快・消退した日: 月 日				
きにゅうび 記入日:令和 <u>年月日</u>				
^{ほごしゃしめい} 保護者氏名	<u> 1</u>			

- ※ 保護者の方がご記入ください。 ※ 記入後は、推任の先生へ提出してください。

担任() ⇒ 保健室()